様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃとーよーこー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社トーヨーコー  （ふりがな）あらまき　わたる  （法人の場合）代表者の氏名 荒巻　渉  住所　〒130-0002  東京都 墨田区 業平１丁目１８番４号  法人番号　7010601013095  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　＜DX戦略の策定＞ 1行目 ～ 3行目  ①-2　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　＜経営ビジョン・ビジネスモデル＞ 7行目 ～ 末行  ①-3　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　＜DX戦略の策定＞ 4行目 ～ 9行目 | | 記載内容抜粋 | ①-1　デジタルデータの活用を全社に促し、データ活用を活発化しないと社会の変化のスピードについていけず、顧客要望に対する機会の損失が起きます。また、データの管理を個々のITリテラシに頼ることで偏りができ、属人化するリスクが発生すると考えます。  ①-2　業務効率化を全社で行うことがビジネスの成功に繋がり顧客満足度向上を得られると考えており、全社でDXに取り組み、社員に対して経営計画を可視化して経営状況を伝える取り組みを行います。  従業員エンゲージメントを向上する上で働き方をDX化し、従業員が抱える負担を取り除きます。  顧客プロセスである営業プロセスや基幹業務をDX化して、プロセスの統一化と粗利率の向上に取り組みます。  顧客に提供するサービスをDX化してオペレーションを効率化します。  DXを運用する委員会では全社で活用されているシステムの稼働状況を可視化することで社内理解を深めます。また、ITインフラセキュリティの状況を可視化して守るべき情報を特定します。従業員は常に守られていることを意識できるようにし、安心の文化を作ります。上記を実現するためにはこれまで蓄積してきたデータを掘り起こし、経営層から従業員に至るまでデータを活用し、活用状況を可視化することで、従業員はどんなDXが展開されているか把握でき、自分たちの活動へ繋げることができます。その結果ビジネスの速度を上げられ、顧客満足度が向上する取り組みを当社のビジョンとします。  ①-3　これまでは建物の鍵などの建具金物を管理するビル管理会社は建設中に作成されて引き渡された資料をもとに、アナログで管理しており、そのままではデータの利活用ができませんでした。  当社のビジネスを展開する上で、顧客の運用面で必要な情報を図面に取りまとめるためにこれまではCADを使い、静的なデータを作成しておりました。しかし、静的なデータはデータの転用ができないことから、データの連携や他のサービスに活用ができず、錠前を手配するためのリストや進捗状況を確認するためのリストを別に用意する必要があり、データの一元管理ができていない状況と捉えました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の経営指針である「鍵のコンサルティングを通して、建物の安全、安心をサポートし、扉を開ける全てのひとの想いを守る。」に基づき、代表取締役が中心となりDX戦略の基となる経営計画書を作成しています。経営計画書は取締役会において承認されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<経営ビジョン・ビジネスモデル>　1行目 ～ 6行目  ①-2　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<DX戦略の策定> 6行目 ～ 末行 | | 記載内容抜粋 | ①-1　当社のビジネスモデルは事業主が運営するビルを構成するためのキーシステムの構築を支援するサービスとシステムを提供しています。キープランを構築する段階から建具業者の施工進捗を監視して鍵の運用計画に関わり、事業主が運用する際に必要なデータを活用するできるように統合したシステムを展開しています。  これらを運用する上で必要となる以下の社内DX化に取り組みビジネスモデルの成功を目指します。  運用DXでは当社システムの稼働状況やインフラや工数のコストを監視し、働き方DXでは従業員のエンゲージメントを向上させ、営業DXではプロセスを可視化することで粗利率の向上を測ることで、DX化の効果測定を行います。  ①-2　当社のビジネスを展開する上で、顧客の運用面で必要な情報を図面に取りまとめるためにこれまではCADを使い、静的なデータを作成しておりました。しかし、静的なデータはデータの転用ができないことから、データの連携や他のサービスに活用ができず、錠前を手配するためのリストや進捗状況を確認するためのリストを別に用意する必要があり、データの一元管理ができていない状況と捉えました。  それらを踏まえて、建設中から鍵や建具を管理する立場にある当社がシステムを構築してDX化に取り組むことで、建築中に作成したデータを建物運用時にそのまま利活用できるようになると考えて、DX化に取り組み顧客にデータ活用を促すことが社会貢献につながると捉えております。  当社ではそうしたデータの利活用ができない状況をDX化の機会と捉え、データ連携ができるように独自システムを構築しました。  ウェブシステム内で動的にデータを連携し、一度作ったデータを錠前の手配に活用したり、建具の進捗管理から事業主の運用までデータを活用でき、施工段階で入力したデータをキープランデータから関連付けることで、データを有効活用ができるようになりました。  今後は蓄積したキープランデータをもとにAIを活用してキープランを自動で生成する機能を搭載する計画をしております。  社内でのDX活用として、これまで行なっている業務を効率化するため、Notionを活用してダッシュボード機能によるデータの可視化を行い、ダッシュボードを社内に公開しており、それを見ることで従業員は現在のリソース状況や業務の進捗がわかり、次に行うべきタスクを把握することができます。また、DXの運用状況を監視して問題の早期発見が可能になります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の経営指針である「鍵のコンサルティングを通して、建物の安全、安心をサポートし、扉を開ける全てのひとの想いを守る。」に基づき、代表取締役が中心となりDX戦略の基となる経営計画書を作成しています。経営計画書は取締役会において承認されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　DXへの取組み  　<DX戦略の推進> [組織作り]  ①-2　DXへの取組み  　<DX戦略の推進> [デジタル人材の育成・確保]  ①-3　DXへの取組み  　<DX戦略の推進> [体制図] | | 記載内容抜粋 | ①-1　当社システムはAWSサーバで構築しており、AWSの構築を専門委託業者にアウトソーシングしています。また、システム開発はオフショアの協力会社に開発を委託しているため、開発予算を年初に決定して開発案件を策定しております。  DX化への取組としては、経営者が自らDXの運用に携わり、委員会を組織してDXへの取り組みを評価しています。その中で、経営計画を可視化することで、従業員に経営状況を伝える取り組みをおこないます。  当社の3本の柱として、運用DX、営業DX、働き方DXをテーマに掲げ、DX推進委員会でDX実現計画を立てて実施します。  委員会は従業員が要望してきたDX化について審議してプロジェクトチームを立ち上げ、DX化実現計画を作成します。経営計画で伝えているDX化に関するテーマをもとに、四半期ごとに実施するプロジェクトを採択します。採択されたプロジェクトは予算が組まれて、プロジェクトチームが実施します。DX化の結果を評価会で評価し、プロジェクトチームに評価を与えます。  ①-2　昨年より、外部機関を活用したDX教育に取り組み、これまでDX推進委員会に参加をしていなかった従業員を含め、DX推進委員会を拡大しております。これにより、幅広く従業員体験やプロセスの効率化で業務を改善できるようにしています。  ①-3　DX戦略の推進に必要な体制図です。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取組み  　<ITシステム・サイバーセキュリティ> [ITシステム環境の整備] | | 記載内容抜粋 | ①　弊社にて提供しているサービスについては、BCPの為にバックアップを他リージョンに設置する計画をしており、バックアップを実施します。  また、メンテナンスや内部外部のユーザー要望への早期対処・業務改善等の開発促進のため、協力会社の人員増大計画を進めています。  また、全体最適を実現するため、代表取締役が中心となりDX推進委員会とのDX推進会議を月次で実施し、定期的なフィードバックと見直しを行っています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<成果指標の設定・DX戦略の見直し> 1行目 ～ 10行目  ①-2　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<成果指標の設定・DX戦略の見直し> 11行目 ～ 14行目  ①-3　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<成果指標の設定・DX戦略の見直し> 15行目 ～ 17行目 | | 記載内容抜粋 | ①-1　運用DXでは当社が作成したアプリが適切に運用されているかを判断して、必要な機能を組み込むかを判断します。  営業から上がってきたり、顧客から要望が出たものをDX化を行うかどうかについてを審議し決定します。  セキュリティがどのように施されているのか、セキュリティを可視化し、営業や労務部門だけではなく、仕事をバックアップするシステムエンジニアやDX推進委員が何をしているのかを可視化することで、従業員は現在どんなDXが展開されているかがわかり、自分たちの活動へつなげることができます。  システムの属人化を解消するためにDX推進委員会が運用プロセスを監視して、可視化する仕組みを作ります。  運用・障害を可視化して、障害検知から復旧までの自動化などをシステムに組み込みます。  従業員から見えなかったIT運用の可視化をすることで、社内理解を深めます。  ・インフラ運用コストの削減  ・運用オペレーションの対応工数削減  ①-2　働き方DXでは全てのデータを可視化して社内の使えるリソースが今どんな状態なのかを従業員が把握できる状態にします。  人事部門が行なっている評価の可視化を行い、何をすればどんな評価が得られるのかがわかるように、部門ごとに評価基準を策定して、従業員が自己評価の指針統一が図れるようにします。  ・従業員エンゲージメントの向上  ①-3　営業DXでは営業プロセスを可視化してどの状況でどんなプロセスに時間がかかっているのか、提案が適切に行われているのか、提案資料の作成の標準化がされているかを可視化して把握できるようにします。  ・可視化とプロセスの効率化でGP率の向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月18日  ②　2025年 9月18日  ③　2025年 9月18日 | | 発信方法 | ①　経営理念  　当社ホームページ トップ ＞ 会社情報 > 経営理念  　https://t-y-k.co.jp/company/  　<経営理念>  ②　代表取締役  　当社ホームページ トップ ＞ 会社概要 > 代表取締役  　https://t-y-k.co.jp/company/about/  　<代表取締役>  ③　DXへの取組み  　当社トップページ > DXへの取組み  　https://t-y-k.co.jp/initiatives/  　<ステークホルダーとの対話> | | 発信内容 | ①　扉の向こうにある毎日を守る  部屋の扉は開ける人の思いがあります。  その思いをサポートする人たち、サポートする人に安全を提供する人たち、その建物を設計施工  する人たちが思い描く、すべての気持ちを守るサービスを提供します。  ②　代表取締役社長 荒巻　渉  ③　当社の経営指針である「鍵のコンサルティングを通して、建物の安全、安心をサポートし、扉を開ける全てのひとの想いを守る。」に基づき、代表取締役が中心となりDX戦略の基となる経営計画書を作成しています。経営計画書は取締役会において承認されています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。